



長野県報

5月24日(木)
平成24年
(2012年)
第2371号

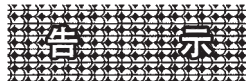
目次

告示

学校法人補助金交付要綱の一部改正(情報公開・私学課)	1
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室)	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新(障害者支援課)	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(障害者支援課)	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障害者支援課)	4
地方自治法に基づく包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間(監査委員事務局)	4
上田市水道労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(労働委員会事務局)	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)	5
登録販売者試験の実施(薬事管理課)	5
一般競争入札(河川課)	6
土地区画整理組合役員の退任の届出(都市計画課)	7
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	7
一般競争入札(建設政策課)	8
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活環境課)	8
土地収用法に基づく収用及び使用の裁決手続の開始(2件)(企画課土地対策室)	9



長野県告示第408号

学校法人補助金交付要綱(昭和45年長野県告示第659号)の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成24年5月24日

長野県知事 阿部 守一

第3及び第6第2項第1号中「父兄負担」を「保護者負担」に改める。

様式第2号の1の(1)中 「

合 計 (C) + (D)	
---------------	--

 を 「

合 計 (C) + (D)	
---------------	--

 」

に改め、同1の(2)の注の2中「少数点第2位」を「小数点第2位」に改め、同様式中

「(3) 人件費以外の経常的経費(高等学校に限る。)

科 目	事 業 費	内 訳		備 考
		補 助 金	設置者負担額	
消 耗 品 費	円	円	円	
光 熱 水 費				
旅 費 交 通 費				
通 信 運 搬 費				
印 刷 製 本 費				
修 繕 費				
損 害 保 険 料				
賃 借 料				
借 入 金 利 息				
機 器 ・ 備 品 費				
図 書 費				
そ の 他				
合 計				

を

(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以上のものについては、備考欄にその内容を記入すること。

2 在学(園)者(児)数

」

「2 在学(園)者(児)数」に改める。

様式第7号の2の(1)中

合 計 (C) + (D)	
---------------	--

合 計 (C) + (D)	
---------------	--

を

に改め、同2の(2)の注の2中「少数点第2位」を「小数点第2位」に改め、同様式中

「(3) 人件費以外の経常的経費(高等学校に限る。)

科 目	事 業 費	内 訳		備 考
		補 助 金	設置者負担額	
消 耗 品 費	円	円	円	
光 熱 水 費				
旅 費 交 通 費				
通 信 運 搬 費				
印 刷 製 本 費				
修 繕 費				
損 害 保 険 料				
賃 借 料				
借 入 金 利 息				
機 器 ・ 備 品 費				
図 書 費				
そ の 他				
合 計				

を

(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以上のものについては、備考欄にその内容を記入すること。

3 在学(園)者(児)数

」

「3 在学(園)者(児)数」に改める。

長野県告示第409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年5月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社あい愛	介護付有料老人ホームあい愛塩尻	塩尻市大字洗馬芦ノ田2515番地1	平成24年5月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社こばやし介護相談室	こばやし介護相談室	千曲市大字寂蒔1244番地の1	平成24年5月16日

3 指定介護予防サービス事業者

介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社あい愛	介護付有料老人ホームあい愛塩尻	塩尻市大字洗馬芦ノ田2515番地1	平成24年5月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第410号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成24年5月24日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
小諸八幡ほしまん薬局	小諸市八幡188-1	平成24年4月1日
わかな薬局	小諸市田町2-3-14	平成24年4月1日

障害者支援課

長野県告示第411号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成24年5月24日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
和田薬局 松本市和田1443-3	和田土屋薬局 松本市和田1443-3	平成24年4月1日

障害者支援課

長野県告示第412号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成24年5月24日

医療機関の名称
スヤマ薬局
せきや薬局

所在地
北安曇郡池田町大字池田4292
大町市大町3205

長野県知事 阿部 守一
辞退予告期間終了年月日
平成24年3月31日
平成24年4月1日

障害者支援課

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月24日

長野県監査委員
吉澤直亮
田口敏子
上野紘志
風間辰一

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
青山伸一	東京都三鷹市上連雀一丁目25番21-505号
宮本和之	東京都日野市大字上田255番地の13
木下哲	東京都荒川区荒川一丁目7番6号
阿部かおり	東京都墨田区緑三丁目23番8-902号
豊島成彦	東京都江東区亀戸五丁目17番4号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成24年5月18日から平成25年3月31日まで

監査委員事務局

長野県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成24年5月16日、上田市水道事業及び下水道事業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する上田市水道労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、次の表に掲げるとおり認定しました。

なお、平成22年長野県労働委員会告示第2号（上田市水道労働組合の非組合員の範囲の認定）は、廃止します。

平成24年5月24日

長野県労働委員会

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局	局長 参事 局付 課長 所長 庶務係長 経理担当係長 庶務係の人事、給与及び労働関係担当の職員

労働委員会事務局